

募集：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官

我が国の未来を切り拓く、科学技術イノベーション政策の司令塔としての役割を果たす「総合科学技術・イノベーション会議」の事務局の一員として、科学技術イノベーションに関する企画立案や総合調整などの業務でご活躍いただける方を求めています。

任期付職員の募集について

内閣府では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官

（科学技術・イノベーション推進事務局審議官）

2. 科学技術・イノベーション推進事務局の概要

科学技術・イノベーション推進事務局は、内閣府設置法に基づき、我が国の科学技術・イノベーション政策の企画・立案、総合調整を行うとともに、科学技術イノベーション政策に関する重要政策会議である総合科学技術・イノベーション会議等の事務局機能を担う内閣府の組織です。

3. 職務内容

内閣府に置かれている「総合科学技術・イノベーション会議」は、内閣総理大臣のリーダーシップの下、科学技術イノベーション政策の推進のための司令塔として、わが国全体の科学技術を俯瞰し、総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策等について調査審議を行っています。

科学技術・イノベーション推進事務局では、各種事務（総括、統合戦略、イノベーション推進、大学改革、教育・人材、研究環境、未来革新研究推進、重要課題等）を分担しており、このうち採用予定の審議官は、未来革新研究推進、重要課題（社会システム基盤、インフラ・防災、バイオ、マテリアル等）に関する事務を分担する予定です。

具体的には、審議官として、実際の業務遂行に当たる各担当参事官・企画官を統率するとともに、産業界を中心とする関係機関・団体との連携・調整・対外説明や総合科学技術・イノベーション推進会議の有識者議員との連絡調整等の役割を担います。

また、「統合イノベーション戦略」の推進、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」等の内閣府が推進する事業の実施に際して、内閣府の幹部職員として、進捗管理・調整や取りまとめの任に当たります。

4. 募集人数

1 名

5. 募集対象

以下の（１）～（４）のいずれの条件にも該当する方

- （１）自然科学分野における大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者。
- （２）科学技術・イノベーションに関する実務経験を、20 年以上有すること。
- （３）企業の研究開発部門等において、技術戦略の策定及び研究開発の推進に関する経験を有していること。
- （４）組織マネジメント経験を有していること。

なお、以下のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承下さい。

ア 日本国籍を有しない者

イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき、常勤の国家公務員として採用

7. 給与

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律等に基づき支給

8. 身分・服務

一般職国家公務員・国家公務員法を適用

9. 雇用期間

採用日から2年間（業務状況によって任期更新もあり得る。）

10. 採用予定日

令和8年4月1日

11. 勤務時間・休暇

勤務時間等：週5日（月～金）（土、日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

原則として午前9時30分から午後6時15分。必要に応じ超過勤務あり。

休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰り越し可。）、特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

12. 勤務地

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

13. 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販の用紙で可、顔写真添付）

イ 志望理由書（A4横書き、1,000字以内）

ウ 職務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記述したもの。A4横書き。）

エ 募集対象としている知識あるいは経験の有無を評価できるもの（例：修了証書の写し、推薦書等）

※ 応募書類は返却いたしません。書類は選考のみに使用し、当方にて責任をもって廃棄します。

(2) 提出方法

郵送（封書に「内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 応募書類」と朱筆のこと。）

(3) 提出先

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第8号館

科学技術・イノベーション推進事務局参事官（総括担当）付 草薨

(4) 提出締切り

令和7年11月7日（金）必着（持ち込みは不可）

14. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 書類審査の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

15. その他

採用後は、「マイナンバーカード」を身分証明書として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

16. 問合せ先

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（総括担当）付

担当：草薨

電話：03-5253-2111（内線 36311）

17. アクセスマップ

